

# 鄭玄の『魯禮禘祫義』の構造とその意義

間嶋潤一

## 序

周知の如く、禘・祫は宗廟で行われる二種の祭祀儀禮で、春夏秋冬の四時に行われる時祭に對して殷祭、即ち大祭と稱されるものである。しかし、禘祫に關する資料は極めて少なく、それも簡單に過ぎ、その全貌は不明な所が多い。かかる資料不足が、それらを繞る問題を複雑にし、後々まで論争を引き起す要因ともなるわけだが、禘・祫は單に祖先を祀るものではなかつたため、純粹なる學術論争としては展開しなかつた。現皇帝の位置付けに關わる、極めて政治的な意味を有する宗廟制に於いてそれらは行われるのであるから、説く者の政治的立場が變われば、その見解も大きく異なる。禘・祫の問題は政治論争の性格を濃厚にせざるを得ないものである。

即ち、前漢も末期に近づいた元帝の時代からかかる問題を孕んで、特に禘・祫は取り上げられたのである。韋元成・匡衡・劉歆らが、それぞれの立場でその見解を開陳した。この論争を通して、それまで曖昧模糊としていた禘・祫の概念が漸く明確にもなつたのである。そして、王莽の新王朝に於ける禮制一般の整備・改革を經て、光武帝の建武二十六年、張純の上奏によつて、「三年一祫、五年一禘」なる制度

が確立した。『續漢書』「祭祀志」はかくの如く指摘するのだが、以後、後漢末まで、禘・祫がどのように運営されて實際どの程度まで行われたかは詳びらかにしてはいない。禘・祫はもはや政治的な問題となる要素はなくなり、その制度は形骸化したのだろう。後漢に於ける禘・祫を繞る問題は、専ら學術の世界にその舞臺を移すのである。即ち、經書解釋に於ける問題として取り上げられることになるのであつた。現在、韓佚本としてか殘存していないが、鄭玄の『魯禮禘祫義』<sup>(2)</sup>は、かかる禘・祫の問題に對して合理的な説明を與えんとするものである。しかし、單なる禘・祫のみに關する著作としてかたづけることはできない。十全に完結した經書解釋體系即ち『周禮』國家の構築を意圖する彼の經濟的契機に包摶されて、その説明はなされているのである。即ち、本稿は、『魯禮禘祫義』の經濟的構造とその意義を明らかにして、それが鄭玄の經書解釋體系にいかなる位置を占めているかを警見せんとするものである。

## I

抑々周代に於ける禘・祫は實際いかなるものであつたか。これに就いて、金文を資料とした周何が注目すべき見解を公表している。結論

からいえばこうである。周代には宗廟の殷祭の稱謂としての祫はなく、宗廟の殷祭は禘とのみ呼ばれていた。そして、その禘には「吉禘」と「大禘」の二種があった。三年の喪が畢る專祭が「吉禘」である。毎世一度だけ行われ、定時もなければ常月もない。後に終禘と呼ばれるものである。「大禘」は定期的な疏數を以て行われるもので、所謂常祀である。そして、この「大禘」は二分岐法が採用されていた。禘の祫といわれる、殷廟及び存廟の神位を共に合食する、という祭祀内容をもつものと、禘の植といわれる、羣主を先ず太廟に合食して、それから存廟の神位を各々の廟に祀る、という内容をもつもの、つまり合祭と分祭に分類されるのである。

以上の如き周何の見解は、兩漢の禘・祫に關する我々の解釋の誤りを正してくれることになろう。

さて、本來そうではない祫が宗廟の殷祭の稱謂として正式に認定されたのは、漢代春秋學のパラダイムの定立をまつてからであろう。即ち、「公羊傳」を奉する今文家は、「春秋」が「大禘」を記すのに、太廟で行われる合祭と、各々の廟に於いて行われる分祭とを書き分けており、また「公羊傳」が合祭を「大祫」<sup>(文公)</sup>と稱しているのに注目して、「大禘」の一つの祭祀内容であった祫を獨立した祭祀として認め、分祭のみを禘としたのである。そして、遂には祫を宗廟に於ける最大の規模をもつ祭祀として認めるようにもなった。また、それと相即に禘・祫舉行の疏數も議論の對象となつた。『公羊傳』文公二年の「五年而再殷祭」をいかに解釋するかが問題となつたのである。これは「三年一祫、五年一禘」なる説に決着したのであるが、「春秋」自體の解釋に於けるこの疏數原理の適用は、解釋者によつては異なつていた。以上は所謂今文學説といわれるものである。

これに對し、一方では、禘・祫は一祭一名であつて、その禮には何も差降がないとする見解もあつた。『左傳』を信奉する所謂左氏家が採用するもので、簡単にいうと以下の通りである。

禘は三年に一度太廟で行う大祭であり、宗廟の大祭の稱謂としては禘だけである。『春秋』の經と傳に禘は見えるが、祫はない。従つて、今文學説でいう所の祫は實は禘に他ならない。その祭祀に於いて、宗廟の昭穆を審諦することからいえば禘といえ、羣祖の主を合食するところからいえば禘といふこともできるのである。

かかる見解は劉歆を始めとして、賈逵・許慎らが主張したもので、王肅・杜預が繼承することになる。周何の所説を是とするならば、まさに左氏家のそれは周代の「大禘」を踏襲するものといえよう。彼らの歴史主義的な學風をここにも垣間見ることができるのである。

鄭玄は右の如き左氏家の見解に通曉していたはずである。しかし、彼はそれに敢て贊意を示はしなかつた。鄭玄學のパラダイムがそれを拒否したのである。許慎の學説を論難した『駁五經異義』の「論禘祫」の一條にそれを端的に窺うことができるだらう。

普通、今古文兩學派の相異なる學説を「異義」として許慎は併舉するのだが、現存の「五經異義」には「古春秋左氏說」が擧げられている。だが、宗廟の祭祀としては、日祭・月薦・時享・歲祫・終禘がだけである。宗廟の祭祀としては、日祭・月薦・時享・歲祫・終禘があるとの説である。許慎はこれに從つて、「三歲一祫、周禮也。五歲一禘、疑先王之禮也」という。ところが、陳壽祺の「五經異義疏證」は、この文には譏刺があると指摘している。その考證は繁雜に過ぎ、一々述べる餘裕はないが、彼は「三歲一祫、五歲一禘、此周禮也。三歲一禘、疑先王之禮也」に改むべきだとするのである。もしそうであれば、後でみる鄭玄の駁説と同じ内容になつてしまい、鄭玄が殊更に

許慎を論難するには及ばないこととなる。黃永武<sup>(2)</sup>が陳壽祺の誤りを三點に亘って事細かに糾斷している通り、陳壽祺は左氏先師のいう「禘・祫一祭二名」が全く判っていなかったのであろう。實は許慎は「禘」「祫」を互文として使用しているのである。つまり、許慎の眞意はこういうことになる。「三年一禘（祫）」は周代の禮制である。これが左氏説に他ならない。「五歲一禘（祫）」は左氏先師の主張するものとは認められない。寧ろ今文學説といえるかもしないが、ひょっとすると

と先王の禮典ではないか、というのである。これに對して、鄭玄は「三年一禘、五年一祫、百王通義」以爲禮讖云、殷之五年殷祭、亦名禱也」と駁す。彼は許慎がいう「禘」「祫」が互文であることを十分に承知していた。だから、かく駁し、その根據として「禮讖」の所説を引いて、禘・祫は二祭二名であり、その舉行の疏數も同じくしないといふのである。以上の如く兩者のいう所を讀まなければ、許慎の見解は「禮讖」の所説と同じものになってしまふだろう。

思うに、鄭玄は今文學・古文學というセクショナリズムを遙かに超えた所にいた。彼にとって、聖人の含意が示される經書は、矛盾・誤謬などあらうはずがない、十全に完結した世界でなくてはならなかつた。そこで、彼は注釋という作業を通して、經書そのものの内部から矛盾を追放せんとした。「三年一禘、五年一祫」は、第Ⅲ節で述べる如く、『春秋』の經と傳に對して、形式的な論理操作を驅使して導き出されたものではあるが、それによって禘・祫に關する經・傳相互の内部矛盾は解消・調定されたのであった。そこには左氏家の如き歴史主義的な態度、或いは當初の今文家の如き特定の對象に奉仕せんとする御用學者の姿勢などは見られない。寧ろ史的批判的態度は、整齊たる經書解釋體系の構築には邪魔だったのである。結果として、今文

學説に左袒することとなつたが、いかなる條件の下でも轉化することのない、絕對的に固定化する禘・祫の原理法則が、鄭玄にとつては「三年一禘、五年一祫」なのである。その意味で、それは超歴史的に抽象化されたと、いうことができる。「三年一禘、五年一祫」は「百王通義」たり得るのである。

## II

鄭玄にあつては、禘・祫が、經書解釋體系として構築された『周禮』國家に組み込まれることとなるから、兩祭が「周禮」であることが證明されねばならないだろう。『魯禮禘祫義』はこれに關することから説かれている。

王制記先王之法度、宗廟之祭、春曰祫、夏曰禘、秋曰嘗、冬曰烝。祫爲大祭，於夏於秋於冬。周公制禮、祭不欲數、乃改先王夏祭之名爲祫、禘又爲大祭。

『禮記』「王制」に記載されている所の宗廟の祭祀は「周禮」のそれではないことを、鄭玄は先ず述べる。夏・殷のそれではないかと指摘するわけである。というのは、文王の詩篇である『詩』「小雅・天保」には祠・祫・嘗・烝が四時の祭祀とされており、また周公の『周禮』「春官・大宗伯」には「以祠春享先王、以祫夏享先王、以嘗秋享先王、以烝冬享先王」とあるからである。「王制」のそれを夏・殷の制として認定することによって、記載の矛盾を調定したのである。つまり、周公は殷以上の夏祫を廢止し、春祫を夏の時祭にあて、春の時祭を祠とした。そして、廢止した時祭としての禘を殷祭として獨立させたのである。鄭玄が禘を殷祭としたその根據は『春秋』であるが、とにかく、周代の宗廟の殷祭は禘と祫であったと考えるのである。これがいよい

よ『周禮』そのものに検證されることとなる。前掲の「大宗伯」の上文に「以肆獻祫享先王、以饋食享先王」とある。これに鄭玄は「肆獻祫・饋食在四時之上、則是祫也、祫也」と注する。四時の祭祀の上に記載されているから、「肆獻祫」「饋食」は祫であり祫であるというのである。見ての通り、甚だ形式的な論理操作を行つてゐるに過ぎず、そのため、矛盾を來す所があり、そこをまた後儒に批判されはしているが、とまれ、祫・祫は『周禮』に記載されているということになるのである。

かく祫・祫は「周禮」として認定された。次いで、兩祭の具體的な祭祀内容に就いて、鄭玄は述べたはずである。しかし、これまたその佚文は僅かしか殘存しておらず、その全貌は知る由もない。他書によつて補い説明しよう。

先ず祫・祫が行われる常月に就いて左記の如くいう。

禘以孟夏。先王祫於三時、周人一焉、祫以孟秋。

禘は孟夏に行う。祫は、夏秋冬の三時に夏・殷に於いては行われていたが、周に至つて一時のみで、孟秋に行うことにして改められたといふで

ある。しかし、かかる見解は鄭玄の創案ではなく、『詩』「魯頌・閟宮」の「毛傳」に既に「夏禘秋祫」とある。祫・祫が問題として取り上げられるや、この所説は注目され、陰陽説などによつて説明された。張純が徵引する「禮說」が文献で見える最初のものと思われるが、ここでは時代は下がるが、崔靈恩の説明を聞いてみよう。昭穆の序列尊卑を審議する禘を夏に行うのは、夏は陽氣が上に在り、陰氣が下に在れば、尊卑に序がある季節といふことができるからであり、羣主を合聚する祫を秋に行うのは、秋は萬物が成熟し、宗廟にそれらを奉薦することができるからである、と説明するのである。鄭玄もかく考えたに

違いないが、彼の特異性は、かかる禘・祫の季節も『春秋』から導き出しがができるとする所以である。

さて、禘・祫は共に殷祭であるが、兩祭の規模は異なつてゐたとされる。杜佑によれば、馬融・王肅は「禘大祫小」説をとり、鄭玄は逆に「祫大禘小」説をとつてゐたといふのである。馬融・王肅をかく捉えるのは、禘・祫を二祭二名として彼らの見解を理解する所から生じた誤りと思われるが、鄭玄は「禘、大祭也。大於四時、而小於祫也」(時序注)といつており、杜佑の指摘は正しい。その論據に就いて、杜佑は五點ほど擧げ推測するが、すぐ後で述べる規模の具體的な内容である神位の及ぶ範囲に就いてもそれによつていることから、鄭玄は主として『春秋』の經と傳にその根據を求めたと思われる。祫に就いては、『春秋』文公二年の「大事于太廟」を解して『公羊傳』は「大事者何。大祫也。大祫者何。合祭也」という。禘に就いては、閔公二年の經に「吉禘于莊公」とあり、『左傳』定公八年に「禘於僖公」とあって、太廟に於いてはなされていない。従つて、禘は祫よりもその規模を小さくする、と鄭玄は考へるのである。

また兩祭に於ける神位の範囲に就いて、鄭玄以前の所説を擧げるところ、以下の三説にまとめる事ができる。(1)禘・祫は共に殷廟に及ぶ。(2)禘は殷廟に止まり、禘は昭穆を全て陳べる。(3)禘は殷廟・存廟と共に併せ祭るが、禘は存廟だけである。これらに對して、鄭玄はこう考えていたと推測される。禘は殷廟・存廟を太廟に合食し、禘はそれぞの廟に殷廟以上を祀り、親廟には及ばない。この鄭玄の見解は、それまでの諸説を吟味検討した上ではなく、前掲の『公羊傳』のすぐ後の「其合祭奈何。殷廟之主、陳于太祖。未殷廟之主、皆升、合食于太祖」に直接のつとり、それを觀念的に操作したものと思われる。

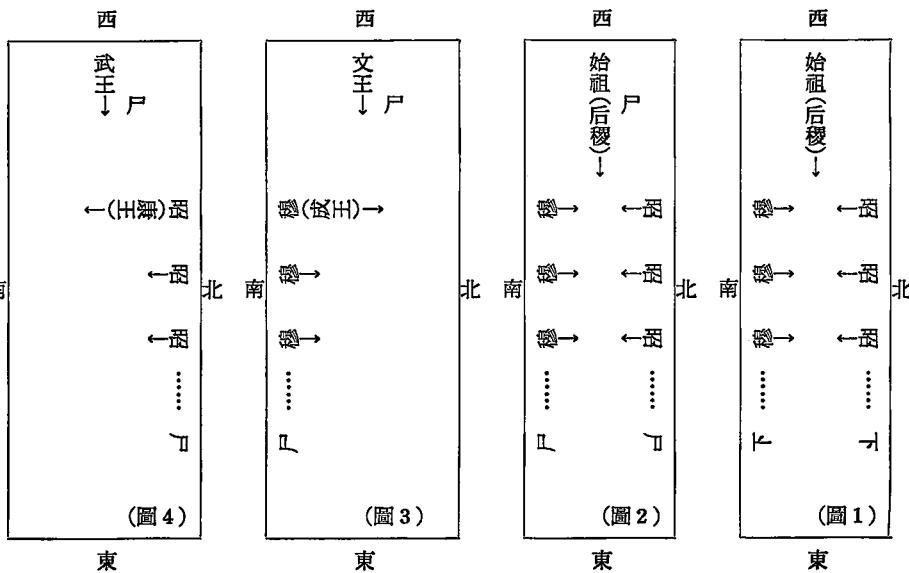
以上の禘・祫の規模に關するものは、「魯禮禘祫義」に記載されていたはずであるが、その佚文はない。「祫大禘小」説に従う神位の坐位・用酒の法・音樂の佚文を殘すだけである。

先ず神位の坐位に就いては、禘だけであるが左記の通りである。しかし、これは既述した禘の神位の範圍のものではない。春秋ではなく、周代に行われたということのできるものである。

太王王季以上遷主、祭於后稷之廟、其坐位與祫祭同。文武以下遷主、若穆之遷主、祭於文王廟。文王居室之奧東面、文王孫成王、居文王之東而北面。以下穆主直至親盡之。祖以次繼而東、皆北面無昭主。若昭之遷主、祭於武王之廟。武王亦居室之奧東面、其昭孫康王、亦居武王之東而南面、亦以次而東、直至親盡之、祖無穆主。

三例の神位の坐位を示す。太王・王季以上の遷主は后稷の廟に祀るが、その坐位は祫と同じだと先ずいう。祫の坐位は始祖が變わるだけで、春秋と周代とでは異なるが、その佚文はない。しかし、孔頤達が鄭玄の所説を紹介して、「始祖之主於西方東面。始祖之子爲昭、北方南面。始祖之孫爲穆、南方北面。自此以下皆然、從西爲上」(周易)と いっている。これを表にすれば圖1の如くなる。この祫の坐位を后稷の廟での禘にあてはめ、戸の位置と數を考慮すれば圖2の如くなれる。そして、文王・武王以下が遷主の場合、穆が遷主の時は文王の廟で行われ、圖3の如くなり、昭が遷主の時は武王の廟で行われ、圖4の如くなる。

これは恐らく鄭玄が天子五廟制を主張した所から援用された説明であろうと思われる。天子七廟制に對し、鄭玄は宗廟の定數としては五廟であるとし、文王・武王の廟を不毀の廟、即ち祧として廟數に加えないものである。つまり、祧を廟から明確に區別して、遷主の藏所とす



るわけで、彼は「廟謂太祖之廟及三昭三穆。遷主所藏曰祧。先公之遷主、藏于后稷之廟、先王之遷主、藏于文武之廟」(周禮守祧注)といふ。右の説明はこの文武二祧說を禘に於ける坐位にそのまま形式的に借用してなされたといふことができるるのである。しかし、魯はその太祖を周公とする。おのづと禘の神位體系は周のそれと異にしなければならぬ。鄭玄は『公羊傳』で説く所のものを魯のそれとみて、既述の如くいふのである。

さて、用酒の法の主要な佚文は次の二條である。

- 其五齊自醴齊而下、四齊而已、無泛齊。酒亦三酒。
- 祫備五齊三酒。禘以四齊三酒。

「五齊」「三酒」は、『周禮』「天官・酒正」に「辨五齊之名。一曰泛齊、二曰醴齊、三曰益齊、四曰緹齊、五曰沈齊。辨三酒之物。一曰事酒、二曰昔酒、三曰清酒」と見える。そして、このすぐ後の文には、祭祀には大祭・中祭・小祭があり、それぞれ神に供える「五齊」の品數を異にすることが示されている。いさまでもなん、尊ければ品數が多い。また、「三酒」は祭祀に供えるものではあるが、人が飲むものなので、祭祀の規模に關わりなく、三酒とされる。ところで、時祭の品數に就いては明文があつた。「春官・司尊彝」に時祭のそれとして醴齊、醴齊・益齊が擧げられている。しかし、醴齊は「五齊」の中にはない。

四時の時祭は醴齊・益齊の二齊と、いうことにならう。また『禮記』「禮運」に「上神」「先祖」、即ち祖先に對する祭祀に備えられる酒として、玄酒・醴醕・粢醍・澄酒が擧げられているが、水である玄酒を除いたものを、醴齊・益齊・醍齊・沈齊であると鄭玄は注する。つまり、この『禮記』「禮運」を根據として、禘は四齊であるというわけである。かくて、最大の規模を有する祭祀の一つである祫は、それよりも品數

が多くなければならない。五齊であつたと想定する所以である。

次に兩祭に演奏される音樂に就いては、

祫用六代之樂、禘用四代之樂。

とある。これも『周禮』による指摘である。即ち、「春官・大司樂」に「以樂舞教國子。舞雲門大卷大咸大磬大夏大濩大武」とある。鄭玄は以下の如く注する。これらは六代の音樂であり、雲門・大卷は黃帝、大咸是奏、大磬是舜、大夏是禹、大濩是湯、大武是武王という具合に、それぞれの時代の音樂が『周禮』制作當時存在していた、というのである。つまり、これらの音樂が兩祭に演奏されていたと鄭玄は想定し、六代の音樂全ては祫に用いられるが、禘は祫よりもその規模を小さくするため、四代の音樂が演奏されたと考えるのである。その四代の音樂とは何か、鄭玄は明示しないが、恐らく黃帝と堯を除く武王までの音樂であろう。

以上みた用酒の法や音樂などは、『周禮』に於けるその禮をそのまま援用したに過ぎず、多分に形式的であり、數合せの觀もあることは否めない事實であろう。けれども、かかる援用ができるのは、『春秋』を「周禮」として認定しているからであり、そのことを忘れてはならない。

### III

『春秋』の禘・祫記事を實際いかに解釋するかといふ時、問題となる兩祭の組み合せ、その疏數は、異説があるだけに合理的な説明が與えられなければならなかつた。これに關する敘述が『魯禮禘祫義』の中でもかなりの分量を占めていたに違いない。

既述の如く、「三年一禘」が左氏説であつた。その具體的な内容に

就いては杜預によつて明確に整理されてゐるので、彼の言葉を借りて説明すれば以下の通りである。

三年の喪が畢ると禘を行ふ。以後、禘は三年を常節とする。喪を除するに際し、吉に即く月を考え、その日をトして、然る後に禘を行ふので、常月などはない。だから、經は「禘」とか「大事」とか記し、傳は莊公の禘が早きに過ぎたことを示すだけであり、他には然るべき時ではないと譏るものはない。<sup>(18)</sup>

かかる杜預の見解は史料重視の立場に立つた合理主義的な態度から生まれたものということができよう。

一方、これまた既述の通り、今文學說は『公年傳』文公二年の「五年而再殷祭」を問題とし、これを「三年一祫、五年一禘」と讀んだ。しかし、これは『春秋』の禘・祫記事に十分に検證されはしなかつた。前の禘と後のそれとの間が五年、前の祫と後のそれとの間が三年なのが、ある年に禘を行えば、その三年後に祫、またその五年後に禘を行いうのか、或いは、ある年に祫を行えば、その三年後に禘、その後に祫を行うのか、またその逆なのか、その疏數の解釋にはずれがある。鄭玄が『魯禮禘祫義』を著した所以でもある。

鄭玄は左記の如くいうのである。

魯禮、三年之喪畢、則祫於太祖。明年春、禘於羣廟。僖也宣也八年皆有禘。祫祭則公羊傳所云、五年而再殷祭。祫在六年明矣。

ここで僖公八年と宣公八年の禘の記事を根據として擧げていることに注意されたいが、『周禮』「春官・大宗伯」の注なども参考にすれば、鄭玄の意はこういうことである。三年の喪(十五月)が畢ると、太廟で祫を行い、翌年の新王の三年の春に羣廟で禘を行ふ。これより後、即ち新王の四年からはじめて所謂五年の殷祭の周期に入る。新王の六年

に祫、八年に禘を行う、十一年に祫、十三年に禘を行う、という具合に定期的に行うというのである。表示すれば左記の通りとなる。

先王崩年	新王元年	祫
2年	2年	喪
3年	3年	禘
4年	4年	祫
5年	5年	禘
6年	6年	祫
7年	7年	禘
8年	9年	祫
9年	10年	禘
10年	11年	祫
11年	12年	禘
12年	13年	祫
13年	14年	禘
14年	15年	祫
15年	16年	禘
16年	17年	祫
17年	18年	禘
		以下略

この禘・祫の疏數は、『春秋』を考校して案出したと鄭玄はいう。そこで、案出するためにはなる論理操作を施したか、その跡を辿ることにしよう。賈公彥が鄭玄のそれを巧みに説明しているので、彼に従つて述べることにするが、そこには、前提として、『春秋』の書法では、常事・常禮は經に書かれないとする觀點があつたことを附記したい。今文家・古文家共に採用する觀點であり、この觀點があればこそ禘・祫兩祭の疏數を『春秋』から案出することが可能となる。

鄭玄によれば、新王の三年の春に禘を行うのだが、經にはその明文がない。しかし、僖公・宣公の禘の年から推定できる。兩公の八年に禘の記事があることから、兩公の三年に禘があつたことが知られる。どうしてか。文公の二年に祫の記事があるから、僖公・宣公の二年もまた祫が行われたはずだ。二年が祫の年であったとすれば、明年の三年は禘の年となる。そして、四年、五年を経て、六年に至つて、その秋に祫を行つたはずで、かくて七年を経て八年、その經に禘が書かれているというのである。

を『公羊傳』がいう「五年」とし、その中で、四年・五年・六年が「三年一祫」、七年・八年と前の三年を合せたものが「五年一祫」の意であると考えたわけで、これが「五年而再殷祭」に對する鄭玄の解釋なのである。

以上見て明らかなように、前掲の『魯禮祫祫義』の佚文も挙げて、僖公・宣公の八年の記事を起點として、その論理操作が行われ、文公二年の祫の記事によつて全てが論證されたかのようである。その真相は、悪くいうと、經に書かれていないことをよいことにして憶測を重ね、「三年一祫、五年一祫」を絶對的な大前提とした形式的な論理操作を展開したに過ぎないと考えられる。しかし、かく操作を案出することができたといふことは、鄭玄の意識に於いて『春秋』は「三年一祫、五年一祫」の原理法則にのつとつてゐるといふことに他ならず、従つて、それは理論上『春秋』に検證され得ることとなるのである。

かくて、鄭玄が行つた次の作業は、右の祫・祫の疏數が『春秋』の個々の記事に實際に適用されていることを證明することであつた。そうしてこそ、その疏數は眞に『春秋』のそれということになるのである。これに關する敘述は五例の佚文があるが、その全てをここで考察するわけにはいかない。二例ほど擧げることにしたい。

(1) 魁の莊公はその三十二年の秋八月に薨じた。繼いで即位した閔公の二年の經に「夏、五月、乙酉、吉禘于莊公」とある。これは除喪の明年に行う祫であると鄭玄は指摘するのだが、常事・常禮は書かずの『春秋』の書法があるからには、經にかくあるにはそれなりの理由があるはずである。鄭玄の見解を順を追つて説明しよう。

莊公が薨じた二ヶ月後の十月に、莊公に代つて立つてゐた子般が、

閔公を擁立する慶父に弑された。時に閔公は八歳であつた。それ故、難を恐れた閔公は三年の喪に服することができず、禫祭を行わないで、その二年の三月に喪を除してしまつた。莊公の薨年から數えれば、間に閏月があるのである。そこで、翌月の四月に祫、五月に祫を行つたといふのである。

以上の如く、五月の祫に至る經緯に就いて先ず説明する。そして、五月の祫が經に書かれた理由に就いて、その時期が早きに過ぎたから譏つたとする三傳が等しくどる觀點を一應は踏襲して説明する。即ち、四月に祫、五月に祫という具合に、比月に二つの大祭を行つたことになったわけで、五月の祫を經に書くことによって、その祫を異歳に行うべきことを示したといふのである。また更に、經がそれを「吉禘」と書き、特に「吉」を冠したことに鄭玄は觸れて、三年の喪に服することができなかつた、莊公に對する閔公の恩愛の闕如を譏るためにある、と説明している。

かかる鄭玄の見解は、五月の祫の前に祫があつたとの前提に成立している。三傳は勿論のこと、その解釋者に於いても四月の祫を想定するものは誰もいない。しかし、鄭玄はこう説明する。四月の祫もやはりその時期が早きに過ぎたが、慶父の亂を懼れた閔公の心情を忖度し、譏るのをひかえて經には書かれなかつたといふのである。<sup>(2)</sup>かくの如く四月の祫を想定しなければ、鄭玄が案出した祫・祫の疏數は完璧な形では成立しないのである。

けれども、四月の祫を想定したために、鄭玄の論理に矛盾が生じた。即ち、除喪して祫を行つたとするならば、それに「吉」を冠すべきで、五月の祫を「吉禘」と稱することはできないはずである。「吉」

に關する鄭玄の説明は、こじつけといつてもよいのである。また慶父の亂のために、四月の祫が譏られなかつたとするならば、翌月の祫もその難によつた變禮であつて、譏つたということはできないのではない。

かかる誤りを鄭玄がそのままにしておくはずがないとして、右の見解を破棄し、五月の「吉禘」を除喪して直ちに行う禘、所謂終禘に改めたとする、宋翔鳳の指摘<sup>(2)</sup>がある。鄭玄の晩年の著作である『詩』「商頌・玄鳥」に「古者君喪、三年既畢、禘于其廟、而後祫祭于太祖、明年春、禘于羣廟」と注しているといふのである。しかし、孔穎達の指摘<sup>(3)</sup>、陳壽祺の考證<sup>(4)</sup>をまつまでもなく、宋翔鳳が擧げるそれは異本で、鄭玄の本來の注は「古者喪三年既畢、祫于太祖、明年、禘于羣廟」であったと考えるべきであろう。

之れを要するに、凡そ三年の喪が畢ると、新君の二年に祫、三年に禘を行う。従つて、閔公二年の五月の經に禘の記事があるからには、その前に祫があつたはずだと考へ、既述の如く史實によつてその祫が書かれなかつた理由を、鄭玄としては合理的に説明したつもりなのである。そこにはもとより矛盾を招く要素は十分にあつたが、そんなことは鄭玄にとつては枝葉末節なることであつて、周期的な殷祭に入る前の禘・祫を『春秋』に見出すことが可能であることを論證しさえすればよかつたのである。

(2) 昭公十五年の經に「二月、癸酉、有事于武宮」とある。魯の武公の廟で禘を行つたというのだが、鄭玄はこれを十一年に薨じた昭公の母の齊歸の喪あけの祫の翌年に行つた禘として認める。これは杜預などの所説と比較するならば特異で、それだけまた牽強附會な所があるのである。先ず杜預のそれを簡単にまとめてみよう。

『春秋』に記載されている禘・祫の記事は、何代も前の魯侯に對するものではなく、當代の先代に對するものとしてみるのが一般的である。従つて、十五年の禘も昭公の先代の襄公に對するものと先ず考えられる。襄公が薨じたのはその三十一年の五月であるから、杜預の「三年一禘」說に従うと、襄公の禘は昭公の二年・五年・八年・十一年・十四年・十七年に行われる計算となる。つまり、十五年の禘は襄公に對するものではないということになる。そこで、杜預は『春秋』の經と傳を冷靜に分析してこう結論を出した。その祭祀が武公の廟で行われているからには、十五年の禘は禘禮を用いた武公の廟の定例の祭祀であるといふのである。

これに對して、鄭玄も襄公の禘・祫の疏數に昭公十五年の禘をあてはめることができなかつた。彼の案出した疏數によると、襄公の喪あけの祫は昭公の二年、明年の三年に禘を行う。四年以後、殷祭の周期に入り、六年に祫、八年に禘、十一年に禘、十三年に禘、十六年に禘を行うということになる。十五年の禘は襄公の疏數に於いてはあるべからざるものなのである。

そこで、鄭玄はこれを齊歸に對するものとして考へる。禘・祫は嫡夫人にも君主に準じて適用されるのである。しかし、後で述べる如く、これにも問題があつた。ともかく、鄭玄の説明を聞いてみよう。

昭公十一年の五月に齊歸は薨じた。十三年の五月に二十五ヶ月の大禘の祭を行い、七月に二十七ヶ月の禫祭を行つた。この七月、昭公は晉侯・齊侯ら諸侯と平丘で會合した。八月、同盟は成立したが、昭公はこの盟いに加わらなかつた。志を得なかつたからである。この月、昭公は歸國したが、祫には及ばなかつた。十月、昭公は晉に出掛けた。翌十四年の春に歸國し、祫を行つた。この祫は過ぎに過ぎるのである。

あるが、外交に多忙であった昭公を忖度し、經には書かれなかつたと、鄭玄は考えたのであらう。かくて、經にある通り、翌十五年の春に禘が行われたというのである。

かかる鄭玄の見解は故意に行つた史實の歪曲の上に成立している。

昭公は晉に往こうとし、黃河までいったが、晉の人々に断られたので引き返したのである。<sup>(26)</sup>しかし、歪曲してまで十五年の禘の前に祫を想定しなければ、やはり鄭玄が主張する疏數の論理は崩れてしまう。そして、鄭玄はいう、昭公二十五年の『左傳』に「將祫於襄公」とあるから、昭公十六年以後、周期的な殷祭に入り、十八年に祫、二十年に禘、二十三年に祫があつたことが判るのである。<sup>(27)</sup>と。しかし、この論理も多分に形式的であることはいうまでもなかろう。

以上の如く鄭玄は説明するのだが、齊歸のそれと看做す前提に重大な矛盾が既にあつた。鄭玄もそれを認めていたが、實は昭公の母の齊歸は嫡母ではなく、妾母であった。庶子——ここでは昭公——が父の後になつた場合、その妾母のために總麻すること三ヶ月である、と鄭玄は明確に断じてゐるのである。ところが、この『魯禮祫祫義』の所説に従うならば、昭公は妾母のために三年の喪に服したことになるのであり、もし三年間服したとしなければ、鄭玄が主張する禘・祫の疏數が成立しないのである。鄭玄の弟子の趙商が既にこのことに氣付いたらしい、「春秋」に齊歸の薨が「夫人歸氏薨」と記載されていることを問題として質問している。しかし、鄭玄はこう答えている。「春秋」の譏り善みする所は全て「禮」を案して正すべきで、今、問題となつてゐる齊歸の薨の記事は譏つていないと考えるべきであるが、かといって善みしてもいない。<sup>(28)</sup>鄭玄は趙商の質問に直接答えていないのである。

この鄭玄の解答の眞意を理解するためには、鄭玄が妾母の總麻の服制をはじめて示した『駁五經異義』の見解が示唆に富む。以下このことについて簡単に觸れよう。

宣公九年に魯の宣公が齊に出掛けたことの評價を續つての、諸侯は妾母の喪に國を出て朝會するや否やという問題に對して、鄭玄は公羊説・左氏説いずれにも左袒しない。即ち、宣公が妾母の敬羸を尊んで夫人とし、彼女のために三年の喪に服したのは、嫡夫人たる姜氏が實家に歸されたからであつて、それは特例というべきものである、と鄭玄は説明する。先ず妾母のために三年の喪に服すべきで、宣公の行爲は禮にかなつていないとする左氏説を駁するのである。次いで、朝會が王事でなければ、それは鄭伯が許を伐つた場合と同じであると鄭玄はいう。これは公羊説を駁するものであるが、少し説明が必要であろう。成公四年の鄭伯が許を伐つた事件に對する以下の如き公羊説が問題となる。許を伐つたことは王事ではなく、しかも先君の崩薨の年を踰えないうちに行われたため、「伯」という爵位を附して譏つたといふのである。つまり、この所説に従うならば、宣公の場合もそれは王事ではないため、譏らるべきこと當然なのだが、宣公の行爲に就いては公羊説は禮にかなつてゐるというのである。鄭玄はかかる公羊説の矛盾をも衝いてゐるのであつた。

要するに、鄭玄は『駁五經異義』に於いて、妾母の服制が公羊説でも左氏説でもないこと、従つて、かくあるべき本來の制が別に存在することをいわんとしているのである。それが三ヶ月の總麻の服制であることはいうまでもなかろう。

實はこの妾母の總麻の服制は、鄭玄が周公の手に成るものとして認められる『儀禮』の「喪服」に示されている。このこと注目すれば、鄭

玄が趙商にいう「禮」とは「周禮」に他ならないのである。つまり、趙商に對する解答は妾母の服制に事寄せて、『春秋』の禮解釋の理念を提出しているのである。鄭玄にあっては、「周禮」こそが『春秋』の禮解釋を包摶統合する準則であったということができるるのである。

とすれば、齊歸に對する三年の喪は「周禮」にはずれること、明らかである。これをいかに考えればよいのか。

鄭玄は別な所で、「禮、庶子爲後、爲其母繼。(中)春秋之義、有以小君服之者」〔問詮服〕ともいっている。春秋時代、それも中期以後であるが、「禮」に違えて、妾母でありながら嫡母の禮を以て服するという風が起つた。文公四年の成風、それから、今、問題としている齊歸の薨に於いて、彼女ら妾母を小君として嫡母と全く區別していいといふのである。ところが、鄭玄はそれを「春秋之義」ともしている。孔子が示した秩序規範の一つとして認めているのである。つまり、こういうことか。春秋時代の中期以後、總麻の制に異變が生じたが、それは時勢によるもので、止むを得ない特例として孔子は認めた。それらに對して孔子は敢て褒貶の義を遇しはしなかつたのである。かように鄭玄は考えたからこそ、齊歸に對する禮はもとより「周禮」ではないが、譏つてはおらず、また善みしてもいい、と趙商に答えたのであった。

とまれ、こうして齊歸のそれに禘・祫の疏數を見出すことは可能となつたのである。

## IV

な觀念の所産であるはずではなく、漢王朝といふ實在的な對象を有する社會的な學問ということができる。しかし、それは後漢に入つて顯著となるのだが、純粹に思惟觀念して、多分に合理主義的な經書解釋を志向する流れがあつたことを見逃してはならない。整然と秩序付けられた調和を有する經書の世界こそが、聖人の意志であると彼らは考える。かかる聖人の意志の體會が、現實の恣意的な政治に左右されない主體的な態度をとらせて、圓滿自足した秩序を有する經書解釋體系の組成を企圖させるのである。そして、それは鄭玄に至つて見事な完成を見るのであった。

鄭玄の經書解釋學は、兩漢經學の機械主義的な接合であるとのネガティブな評價も下せようが、范疇の語を假れば、大典を括囊し衆家を網羅するといふ、所謂集大成的營爲を成立させるのは、經書の原理性を認識し、經書解釋の原理法則の定立をまつてはじめて可能となる。理性の光にもとづく止揚が必要なのである。

その優れた成果が、特に「三禮」の解釋に十全に完結した形で組成された、「周禮」に於いて構想される國家——「周禮」國家といふことのできる禮體系である。これは、『春秋』哀公十四年の「獲麟」に対する彼自身の解釋に端的に示されている如く、彼の經書解釋學のパラダイムが孔子の『春秋』制作の意圖の中に既に定立しているとの確信を通してなされたものである。<sup>(2)</sup>しかし、かかる理論は、『春秋』を統一國家のヒエラルキーを成立せしめる原理的な禮、即ち「王禮」として先づ認識することを大前提とする。「王禮」によつてこそ眞の王者による理想的な國家社會が實現確立され得るのである。鄭玄によれば、かかる「王禮」を、孔子は、春秋二百四十二年間の出來事を具體的にその本質としている以上、漢代春秋學は個人的、或いは抽象的客觀的に記述することによって示した。孔子は統一國家のプラニン

グの原理提供者であった。そして、鄭玄が構築した『周禮』國家はまさにこの「王禮」の具體的なプランだったのである。今、問題とするは、神・祿に就いていうならば、『周禮』國家に於けるその原理法則を「王禮」たる『春秋』に求めたということができる。

けれども、何故に神・祿を特に取り上げ、これに關する專著を執筆しなければならなかつたのか。これは『周禮』國家に於ける神・祿の位置の問題に他ならない。

『周禮』國家もそうであるが、所謂神聖國家に於いては、祭祀儀禮は王者の支配權と不可分の關係にあることは周知に屬する。支配權に對して究極的な意味付けをし、その崩壊をくい止め、支配權を強化する機能を有するのである。とりわけ、祖先崇拜を主眼とする祭祀儀禮は王者の支配權の持續の正當性と合理性を神聖な價値として高め強調する。その祭祀儀禮は父から子へと繼承される世代間の法的權威の延長の神聖なるシンボルと看做されるのである。これが宗廟の殷祭たる神・祿の本質的な意義であり、既成の國家の存立を支持し、その繼續の實質的な正當性を根據付けるものとして捉えられるのである。元帝以後、特に問題とされたのは、かかる神・祿の意義の自覺を餘儀なくされたからであった。しかし、『周禮』國家という机上の國家プランを立てた鄭玄は、神・祿の意義を國家理念として抽象化した。『周禮』國家は、革命の正當性を辨證するものではなく、靜止安定した國家の秩序維持に貢獻できるものとして構築されているからには、その頂點に固定化される王者の支配權を鞏固にし、その權威の連續を保證する『周禮』國家の神・祿の具體的なプランが必要闕くべからざるものであった。そうしてこそ、『周禮』國家は眞に王者一統の絶對國家といふことがやがてるのである。

ところで、かかる神・祿のプランを立てることができたのは、「王禮」たる『春秋』の經とその傳の關係に就いて彼獨自の認識があつたからである。このことを最後に加えておこう。

『魯禮神祿義』は『春秋』に記載されている神・祿の個々の事例を總括し、それらの事例の規定が必然的に導き出される所の神・祿の原理法則を確立したものと表面的にはいうことができる。しかし、實際は『春秋』の傳に示される斷片的な神・祿の原理法則らしきものを、形式的な論理操作を驅使して、『春秋』の經と傳に徴し、條理あらしめる客觀的なそれとして定立したのである。即ち、かかる作業に於いて、傳が經と同時の價値を以て重要な資料とされているのである。このことは三傳を等しく『春秋』の傳として捉えようとする鄭玄の姿勢を示しているともいふことができる。つまり、三傳はそれぞれ異質は部分はあるが、その異質性を保ちながらも、「王禮」の傳といふ點に於いては合致し、「王禮」という全體に共屬している。『春秋』の經と傳とをいわば「王禮」統一體として鄭玄は捉えていたのである。かかる認識があつてはじめて、『魯禮神祿義』の全ての論理は成立するのである。

(1) 神・祿が政治的な意味合いを以て成立するその過程に就いては、藤田忠「神祭・祿祭の成立について」(市立大島中國史研究会) 參照。

(2) 小論の『魯禮神祿義』の本文は、皮錫瑞「魯禮神祿義疏證」に據る。

その出典は同書に明記しているので、一々注記しない。また、その説明を参考にしたことも断つておく。『魯禮神祿義』の制作時期が當然問題となるが、今は「三禮注」とその時期を同じくするとみておく。

(3) 「周禮」に於いて構想される國家を「周禮」國家とする。拙稿「鄭玄の

『曰若稽古帝堯』解釋をめぐる問題と『周禮』國家（中國文化大學漢文）を参考されたい。

(4) 「春秋吉禮考辨」（嘉新水泥公司研究部）。

(5) 董仲舒は『春秋繁露』「玉杯」で『公羊傳』文公二年の「大事于太廟」を「文公以秋祫祭」とい直している。

(6) 例えば、祫は「大事于太廟」（文公） 祫は「有事于武宮」（昭公十）と書かれているのである。

(7) 「許慎之經學」（華文局）

(8) 周公の制定した制度の總體を「周禮」とする。

(9) 例えば、趙匡の『春秋集傳纂例』卷二の「辨祫義」をみよ。

(10) 祫祭以夏四月、夏者陽氣在上、陰氣在下、故正尊卑之義也。祫祭以冬十月、冬者五穀成熟、物備禮成、故合聚飲食也。（後漢書 張衡傳）この所説は次に

擧げる崔靈恩のそれと異ならない。しかし、五穀の成熟を冬とし、祫は冬十月に行われるとするのは、秋に行うべしと説く鄭玄と合致しない。

(11) 祫以夏者、以審昭穆序列尊卑、夏時陽在上、陰在下、尊卑有序。故大次第而祭之。故祫者、諦也、第也。祫以秋者、以合聚羣主、其禮最大、必秋時萬物成熟、大合而祭之。祫者、合也。（通典卷四九 引三禮義宗）

(12) 祫祫二禮、俱是大祭。先賢所釋、義各有殊。馬融王肅皆云、祫大祫小。鄭玄注「禮、以祫大祫小。」（通典卷四九）

(13) 例えば、王肅は「祫祫一名也。合而祭之、故稱祫。審諦之、故稱祫。非兩祭之名」（通鑑卷五十一）といふ。劉歆・賈逵の一祭一名にして、禮に差降がないとする所説を繼承すること明らかなのである。

(14) 陳壽註「五經異義疏證」参照。

(15) 「禮記」「王制」疏と「通典」卷四十九から推測すれば、鄭玄の見解はこうなるのである。

(16) 共一。武王廟中、武王尸一、昭尸共一。文王廟中、文王尸一、穆尸共一。武王廟中、武王尸一、昭尸共一。

(17) 「禮記」「禮運」の「玄酒在室、醴醕在戶、粢醍在堂、澄酒在下、……

以降上神與其先祖、……に「粢醍爲齊、聲之誤也。周禮、五齊、一曰

泛齊、二曰醴齊、三曰益齊、四曰醍齊、五曰沈齊。字雖異、醕與益、澄

與沈、蓋同物也」と鄭玄は注する。

(18) 凡三年喪畢、然後祫。於是遂以三年爲節。當仍計除即吉之月、ト日而後行事、無復常月也。是以經書祫及大事、傳唯見莊公之速、他無非時之

祫也。（左傳昭公十五年 疏引春秋釋例）

(19) 魯禮、三年喪畢、而祫於太祖。明年春、祫於羣廟。自爾以後、五年而再殷祭、一祫一祫也。

(20) 此明年春祫、雖無正文、約僖公宣公得知矣。案僖公八年、及宣公八年、皆有祫文、則知僖公宣公三年春有祫可知。何者、以文一年祫、則知

僖公宣公二年亦有祫。僖公宣公二年既爲祫、則明年是三年春祫、四年五年、六年秋祫、是三年祫、更加七年八年、添前爲五年祫。故僖公宣公八年、皆有祫。是明年春祫明矣。故云、明年春祫於羣廟也。（周禮大宗伯疏）

(21) 以上の「魯禮祫祫義」の本文は以下の通り。

魯莊公以其三十二年秋八月薨。閔二年五月而吉祫。此時慶父使賊殺子般之後、閔公心懼於難、不得時葬。葬則去首經於門外、乃入。務自尊成、以厭其禍、若已練然、免喪又速。至二年春、其間有閏、二十二月、祫除喪。夏四月則祫。既祫、又即以五月、祫於其廟。比月大祭、故譏其速。譏其速者、明當異歲也。經獨言吉祫于莊公。閔公之服、凡二十一月、於禮少四月、又不祫。云吉祫、譏其無恩也。四月祫、五月祫。不譏祫者、慶父作亂、國家多難。故莊公既葬、經不入廟門。閔公早厭其亂。故四月祫、不譏。五月即祫、比月而爲大祭、又於禮少四月。故書譏其速也。

(22) 「過庭錄」所收「吉祫辨」。

(23) 其文誤也。何則、禮注及志、皆無此言、則此不當獨有也。（詩商頌）

(24) 「五經異義疏證」。

(25) その詳細は「」では省略するが、『春秋釋例』には「三年之祫、自國

之常。常事不書。故唯書此數事。祭雖得常。亦記叔弓之非常也」(左傳昭公十五年疏引)「禘于太廟。禮之常也。各于其宮時之爲也。雖非三年大祭。而書禘。用禘禮也。昭二十五年傳曰。將禘于襄公。亦其義也」(同上)とある。

(26) 昭公十一年の經に「公如晉、至河乃復」とある。

(27) 以上の『魯禮禘祫義』の本文は以下の通り。

魯昭公十一年、夏五月、夫人歸氏薨。十三年、夏五月、大祥。七月而禫。公會劉子及諸侯於平丘。公不得志。八月歸、不及祫。冬、公如晉。明十四年、春歸、乃祫。故十五年、春乃祫。經曰、二月、癸酉、有事於武宮。傳曰、祫於武宮。及二十五年、傳、將禘於襄公。此則十八年祫、二十年祫、二十三年祫、二十五年祫、於茲明矣。

(28) 以上の趙商と鄭玄の問答 即ち『鄭志』の本文は以下の通り。

趙商問云、案許氏異義駁以爲、妾子爲其母、依喪服。庶子爲後、爲其母、總臚三月。檢魯禮、春秋昭公十一年、夏五月、夫人歸氏薨。十三年五月、大祥、七月、釋禫。公會劉子及諸侯于平丘。八月歸、不及祫。冬公如晉、明十四年、春歸、祫。明十五年、春乃祫。是得爲妾母三年、經無祫文、得合下祫祫之數。若不三年、則祫祫事錯。答云、春秋經所譏所責、皆於禮難明者也。其事著明、但如事書之。當案禮以正之。今以不譏爲是、亦寧有善之文與。

(29) 以上の『駁五經異義』の本文は以下の通り。

異義、諸侯有妾母喪、得出朝會否。春秋公羊說、妾子爲諸侯、不敢以妾母之喪、廢事天子大國、出朝會、禮也。魯宣公如齊、有妾母之喪、經書善之。左氏說云、妾子爲君、當尊其母、有三年之喪而出朝會、非禮也。故譏魯宣公。譏案、禮、妾母無服、貴妾子不立而他妾子立者也。不敢以卑廢事尊者、禮也。即妾子爲君、義如左氏。駁曰、喪服總臚、庶子爲後、爲其母。此義自天子至庶人同、不得三年。魯宣公所以得尊其妾母敬、屬爲夫人者、以夫人姜氏大歸齊、不反故也。因是言妾子立、母卒、得爲之三年、於禮爲通乎其服之間。其出朝會、無王事、與鄭伯伐許何異。

(30) 春秋公羊說云、諸侯未踰年、不出境、在國中稱子、以王事出、亦稱子。非王事而出會同、安父位不稱子、鄭伯伐許、未踰年、以本爵、譏不子。(通典卷十五引五經異義)

(31) 總臚三月者、庶子爲父後者爲其母。

(32) 前掲、拙稿「鄭玄の『曰若稽古帝堯』解釋をめぐる問題と『周禮』國家」を參照されたい。

(33) けれども、鄭玄は「左氏善於禮、公羊善於識、穀梁善於經」(禮記傳序疏引六經論)と述べ、三傳それぞれの經學的認識を異にしてゐる。また、この認識と深い關わりをもつたが、そこに示される禮に齟齬があることも認めている。しかし、それは三傳それが制作年代を異にするため、その時代の思想に特に影響された結果に過ぎないと考へてゐるようだ。

(34) この認識は、一傳に固執する、鄭玄以前の解釋者のよく自覺できなかつたことなのである。その解釋に『公羊傳』などを援用する左氏家がいたことは事實であるが、鄭玄の如く三傳を一つの統一體と認めてそしめたのではない。